

令和2年8月21日

各位

つくばみらい市商工会

つくばみらい市役所

新型コロナウイルス感染拡大防止事業に伴う
「クーポン券」取扱い事業所募集について

市並びに商工会事業にご協力いただき有り難うございます。

市では地域経済活性化を図るためには、新型コロナウイルス感染拡大を防止することが重要と考え、感染防止対策に取り組む事業者に対し支援を行う事になりました。

市民の感染防止を図るために感染防止対策に取り組んでいる店舗で使用できるクーポン券（額面総額1,500円）を1世帯に1枚配付いたします。

つきましては、プレミアム商品券取扱い店舗として登録いただいている事業者様含め、市内事業所の皆様にご賛同いただき、ご登録いただきたくご案内いたします。

なお、登録申請につきましては、別紙登録申請書に「いばらきアマビエちゃん・感染防止対策宣誓書」を添えて、つくばみらい市商工会へ申請お願い致します。



いばらきアマビエちゃん



登録はこちら

【問い合わせ先】

- つくばみらい市商工会
つくばみらい市福田671-2
TEL0297-58-1700
FAX0297-58-7969
- つくばみらい市産業経済課
つくばみらい市加藤237(谷和原庁舎)
TEL0297-58-2111(代)

【クーポン券概要】

名称はクーポン券「アマビエクーポン」

クーポン券1枚 額面300円（券は5枚綴り）とし、1枚計千五百円分を市内全世帯へポスティングにより配付いたします。市民はクーポン1枚あたり300円として利用できます。取扱店は市民より回収したクーポン券を、商工会にて1枚300円で換金が出来ます。

- 発行額 3千3百万円
- 発行冊数 22,000枚
- 額面 1枚300円（1枚 5枚綴り 1,500円）

1. 取扱店資格 市内で事業を行っている「いばらきアマビエちゃん」登録の飲食店・小売店等（売場面積1千㎡以上の大型店を除く）取扱店は、いばらきアマビエちゃんに登録し、感染防止対策宣誓書、並びに申請書（様式1号）を提出し取扱店登録された事業所
取扱店募集 令和2年8月21日より行う。
2. 有効期間 令和2年9月25日～令和2年12月31日（約3ヶ月間）
4. 利用範囲 通常の消費全般（物品購入・飲食・サービス）
税金などの公的費用の支出や他の商品券購入はできません。
クーポン券では釣銭ができません。
5. 換金方法 取扱店が商工会へ使用済みクーポン券を持参し、換金事務を行う。
振込手数料は、商工会の負担とし、指定口座へ換金額を振込む。
6. その他 登録申請につきましては随時受付いたしますが、9月10日以降の申込事業所は、チラシ掲載が出来ません。

感染防止対策支援事業【概要】

「いばらきアマビエちゃん」並びにクーポン券取扱店舗に登録し、茨城県のガイドラインに沿って飛沫防止や消毒等の感染防止対策に取り組む事業者に対し、助成をいたします。

1. 1事業者あたり 10万円
2. 助成事業所数 400事業者予定

※クーポン券取扱い店舗登録と合わせて

「いばらきアマビエちゃん」の登録申請お願い致します。